

保護者の方へ

徳島県立徳島北高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は欠席の扱いにはなりません。出席停止の期間は感染症により基準が定められていますので、期間中は十分に家庭で療養してください、

- ※ 登校後1週間以内にホームルーム担任へ提出してください。
- ※ 記載された内容（診断名、出席停止期間等）に不明瞭な点がある場合は、必要に応じて保護者または医療機関に確認させていただくことがありますので、御了承ください。

主治医の先生へ

徳島県立徳島北高等学校長

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症と診断された場合、出席停止の措置をとることになっております。つきましては、お手数ですが下記に御記入をお願いいたします。

学校において予防すべき感染症に係る罹患証明書

HRNO _____ 氏名 _____

1. 診断名 _____

2. 出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 月 _____ 日

上記の者は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より、登校して差し支えありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関住所
医師氏名

